

障害学生支援についての基本指針

本学に在籍する障害のある学生支援については、次のことを基本指針として運用する。

障害学生支援に関する基本指針

本学は、建学の精神及び4つの約束に基づく人格の陶冶を目的とし、ディプロマ・ポリシーに基づいて教育を行なうことを掲げている。また、本学教職員は、人権と人格を尊重することを重んじている。故に障害の如何に関わらず本学で学ぶ学生が共に学び合える環境づくりに務めることを旨とする。特に、障害を理由に修学をあきらめることのないよう、関係する各部署は連携して、対話と相互理解を通じ、障害の個別的な状況や程度に応じて合理的な配慮に基づく支援を行うこととする。

1. 目的

この障害学生支援基本方針は、「障害者基本法」、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」等に基づき、専任、兼任の教職員及び専任・嘱託・その他の職員等、本学に就業する全ての教職員が障害を理由とする差別の解消を推進するとともに、障害の有無にかかわらず等しい教育・研究活動の確保に務め、対話と相互理解を通じ、障害の個別的な状況や程度に応じて合理的配慮に基づく支援を行うために、障害学生支援基本指針の下に必要な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

(1) 障害学生

本学に在籍する学生であって、「障害者基本法」第2条第1号に規定する障害者、すなわち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身障害（難病に起因する障害を含む。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

(2) 社会的障壁

障害学生にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 不当な差別的取扱い

障害学生に対して、本学における教育・研究活動等に関して、障害を理由として不利に取り扱うことをいう。

(4) 合理的配慮

「障害者の権利に関する条約」第2条における「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」をいう。

3. 支援のための学長及び教職員の責務

(1) 学長の責務

学長は、障害者差別解消の推進及びその環境整備等、全学的な支援を推進するために、具体的な措置を講じるよう努めなければならない。

(2) 教職員の責務

- ア 全ての教職員は、障害学生に対して不当な差別的取り扱いをしてはならない。
- イ 全ての教職員は、障害学生との対話と相互理解を通じ、社会的障壁の除去に努めなければならない、その個別的な状況や程度に応じて支援を行う。
- ウ 全ての教職員は、「障害学生に関する基本指針」に則り、障害学生を理由に教育・研究活動等をあきらめることがないよう、関係する部署、学科等と連携し、協力して支援に努めなければならない。
- エ 全ての教職員は、障害学生支援を通じて共生社会の実現に努めなければならない。

4. 支援の手続き

(1) 支援の対象者

支援の対象者は、以下のいずれかに該当する者とする。

- ① 障害学生に該当し、本人が現に社会的障壁の除去を必要とし、そのための支援を受けることを希望する者。
- ② 本学が支援の必要を認めた者。

(2) 支援の申請

- ① 障害手帳又は医師の診断書
- ② ①に準ずる

(3) 支援の提供

本学は、学科長・フィールド代表・担任・学生課長・カウンセラーとの議を経て、実施に伴う負担が過重でないと認める場合は、支援を申し出た者の権利を侵害することとならないよう、支援を提供するものとし、過重な負担であると認める場合は、支援を申し出た者に十分な説明をした上で建設的対話を行うものとする。過重な負担の有無については、以下に掲げる事項が考慮されなければならない。

- ① 本学の教育・研究活動等への影響の程度
(単位認定の基準及び卒業要件緩和・変更等の教育・研究に関わる本質的な変更)
- ② 教育・研究活動等との関連性の程度
(教育・研究活動等とは関係のない生活全般にわたる支援に関すること等)
- ③ 実現可能性の程度 (物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ④ 費用・負担の程度

⑤本学の規模、財政・財務状況の程度

⑥本学の事務・事業の規模

5. 支援の範囲

原則として、校内にける教育・研究活動等及び本学の提供するキャリア支援を範囲とする。

6. 支援体制の整備

本学は、支援体制における親近性の向上に努め、相談体制及び支援内容の検討・決定・提供に関する体制の整備をおこなう。

7. 個人情報保護

支援で知り得た情報は、「学校法人國學院大學栃木学園特定個人情報取扱規程」により管理するほか、第三者への開示及び提供は、改正個人情報保護法（平成29年5月30日施行）に定める「要配慮個人情報」に則し、本人の同意を得た上で、必要な手続きをとる。

8. 理解促進

本学は、教職員及び学生に対して、FDやSD研修等を通じて障害学生に関する理解促進に努めなければならない。

9. 不服の申し立て

本学の支援に関して、支援を申し出た者又はその関係者から不服申し立てがなされた場合、建設的対話を通じて解決に努めなければならない。

10. 改廃

本基本方針は、必要に応じ、学科長会で見直し、そこでの議を経て、改廃については、学長が行う。

（附則）この基本方針は、令和元年4月1日から施行する。